

令和5年8月に海難審判所で言い渡された裁決22件が、ホームページに掲載されました(令和5年10月)

区分	地方海難審判所（函館2、仙台1、横浜1、神戸6、広島4、門司3、長崎4、那覇1）	22件 33隻
海難種類(件)	衝突11、乗揚4、衝突(単)4、死傷等1、浸水1、施設等損傷1	計22件
関係船舶(隻)	漁船13、モーターボート8、遊漁船4、貨物船4、引船2、旅客船1、公用船1	計33隻
死傷者(人)	死亡1、行方不明なし、負傷17	計18人

上記事件のうち、神戸地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① モーターボートA(9.55メートル) モーターボートB(6.17メートル) 衝突事件

播磨灘北東部において、航行中のA船が漂泊中のB船に衝突し、B船の船長と同乗者2人が負傷した

② 漁船A(4.11トン) スタンドアップパドルボーダー 死傷事件

福井県和田港において、航行中のA船がスタンドアップパドルボーディング(SUP、立ちこぎボード)を行うボーダー3人に接触して、ボーダー1人が死亡し、ボーダー2人が負傷した

海難防止への
インフォメーション① モーターボートA(9.55メートル) モーターボートB(6.17メートル) 衝突事件

(播磨灘北東部において、航行中のA船が漂流中のB船に衝突し、B船の船長と同乗者2人が負傷した)

【海難概要】 播磨灘北東部において、航行中のA船(9.55メートル、1人乗組、同乗者1人)が漂流中のB船(6.17メートル、1人乗組、同乗者3人)に衝突し、B船の船長と同乗者2人が負傷した

【発生日時】 令和4年4月23日10時35分

【発生場所】 播磨灘北東部

【死傷者】 B船：負傷3人(船長及び同乗者2人、内1人は右下腿切断の重傷)

【損傷等】 A船：左舷船首部船側外板と左舷船首部船底外板等に擦過傷
B船：船尾防舷材の破損、操舵区画囲壁に圧壊等

《航法の適用》海上衝突予防法(予防法)第38条及び第39条(船員の常務)が適用される

- ・衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である予防法が適用される
- ・予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないことから、**予防法第38条及び第39条(船員の常務)が適用される**

《原因等》 播磨灘北東部において、航行中のA船が漂流中のB船に向首して、衝突のおそれがある態勢で接近する状況となった際、

A船：見張り不十分で、前路で漂流中のB船を避けなかった(主因)

[船長Aは、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべきであった]

B船：見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかった(一因)

[船長Bは、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった]

《背景》・船長Aは、前路に航行の支障となる他船はいないと思っていた

・船長Bは、自船に接近する他船はいないと思っていた

[受審人]

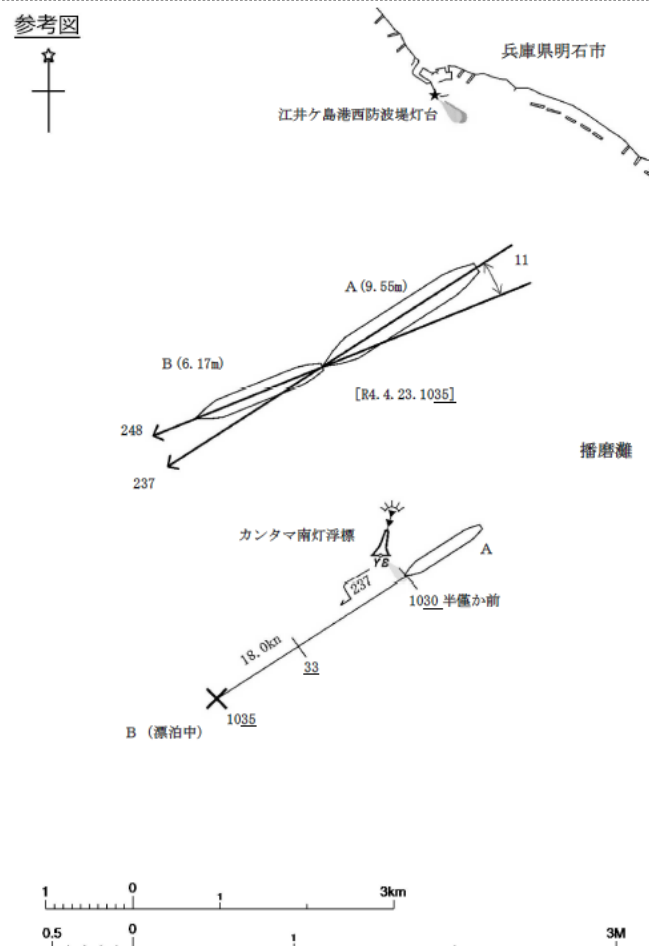
(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止2か月

(B船) 船長：小型船舶操縦士 → 戒告

《懲戒》

* 本裁決は、R5.8.30に言い渡されました。 詳細は海難審判所のHPでご確認下さい

参考図



海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(4.11トン) スタンドアップパドルボーダー 死傷事件

(和田港において、航行中のA船がボーダーに接触して、ボーダー1人が死亡し、ボーダー2人が負傷した)

【海難概要】 福井県和田港において、A船(4.11トン、1人乗組)がスタンドアップパドルボーディング(SUP、立ちこぎボード)を行うボーダー7人の群に向首進行し、ボーダー3人に接触して、ボーダー1人が死亡し、ボーダー2人が負傷した

【発生日時】 令和3年9月5日10時39分半僅か過ぎ

【発生場所】 福井県和田港

【死傷者】 ボーダー：死亡1人、負傷2人

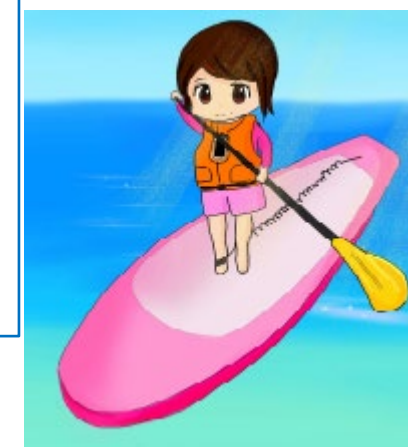
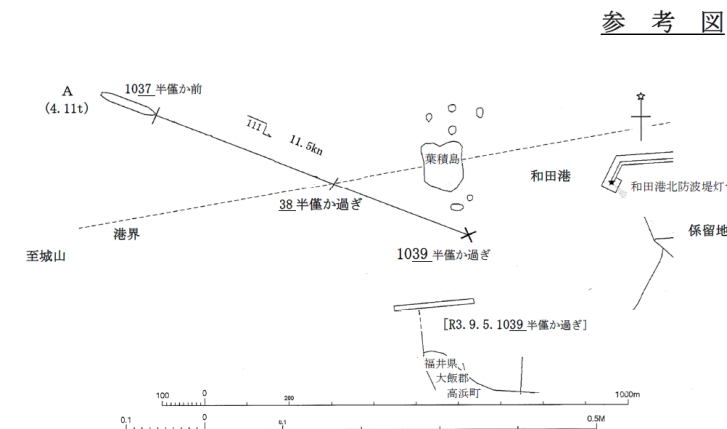
《原因等》 和田港において、同港の係留地に向けて帰航する際、

A船：**見張り不十分**で、ボーダー群に向首進行した

[船長Aは、前路のボーダー群を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべきであった]

《背景》

- ・船長Aは、本件当日、漁場で操業を行い、福井県高浜漁港で水揚げをおこなった後、和田港の係留地に向けて帰航中であった
- ・船長Aは、高浜漁港の岸壁を離岸するにあたり、平素、操舵室の天窓から顔を出して操船に当たっていたものの、海水浴期間が終わり、遊泳場の区域を示す浮標が撤去されたことから、高浜漁港から和田漁港に至る海域には、航行の支障となる遊泳者等はいないと思っていた
- ・スタンドアップパドルボード(以下「ボード」という)は、長さ約300センチメートル、幅84センチメートル、厚さ13センチメートルで、白色、黄色等であった
- ・サップ(SUP)を行うボーダーは救命胴衣を着用し、パドルを持った姿勢であった
- ・ボーダー7人のうち1人は、ボード上に立った姿勢でボーダーにサップの指導を行うインストラクターであった



左はサップ(SUP)の
概念図

(海上保安庁のホームページ「[SUP\(スタンドアップパドルボーディング\)の安全情報](#)」から引用)

【受審人】

(A船) 船長：小型船舶操縦士 → 業務停止2か月

《懲戒》